

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

■概要

- ・平成 29 年度から、耐震診断を省略して耐震設計から実施する仕組みを推進しているが、現要綱では非木造住宅において、この仕組みを活用できないため、非木造住宅耐震化促進事業に係る部分を改正する。(①)
- ・平成 29 年 4 月 1 日付の要綱改正で、空き家活用費補助事業を創設し、木造住宅耐震化促進事業及び非木造住宅耐震化促進事業との併用申請を可能としているが、補助対象者に空き家事業申請者が含まれていなかったため改正を行う。(②)
- ・その他所要の規定整備を行う。(③)

■改正内容

- ・非木造住宅の設計及び改修の補助対象に、構造設計一級建築士等による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされたものを加える。(①)
- ・非木造住宅の診断、設計及び改修を実施することのできる構造設計一級建築士等の注釈を改める。(①)
- ・住宅耐震の診断、設計及び改修の依頼者に、空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体を加える。(②)
- ・住宅耐震改修緊急支援事業について実態に合わせて削除する。(③)

■改正箇所

第 2 条 19 号削除(③)

別表第 1、第 2、第 5、第 6 及び第 8(①②③)